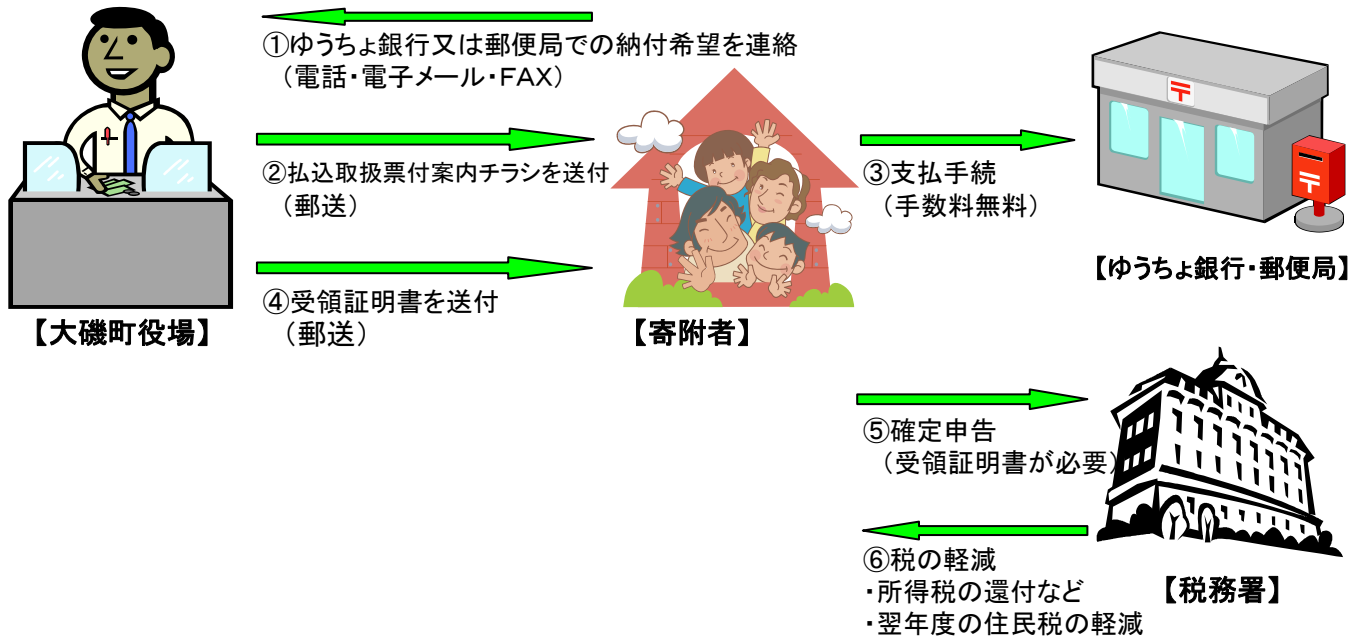


# 寄附の手続きの流れ

(ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で納付)



- ① ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で寄附金の納付を希望する旨を、電話・電子メール・FAXのいずれかの方法で、大磯町都市計画課にご連絡してください。

**(連絡先等)**

住所 〒255-8555 大磯町東小磯183番地 大磯町都市計画課  
電話 0463-61-4100 内線 243 又は 221  
FAX 0463-61-1991  
e-mail [toshi-kei@town.oiso.kanagawa.jp](mailto:toshi-kei@town.oiso.kanagawa.jp)

- ② ゆうちょ銀行用払込取扱票付きの案内チラシをお送りします。
- ③ 案内チラシに付いている払込取扱票を切り取って、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で入金してください。
- ④ ふるさと納税制度用の「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金受領証明書」が必要な方には、寄附金受領後に送付いたします。  
「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金受領証明書」は確定申告の際に必要ですので、大切に保管してください。
- ⑤ 個人の方で、寄附金の年間合計額が5千円を超える場合、納税地の税務署で所得税の確定申告又は町・
- ⑥ 県民税申告を行うことにより、所得税の還付(または控除)や翌年度の個人住民税の税額控除を受けることができます。  
なお、申告には「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金受領証明書」が必要となります。